

令和6年度障がい者対象委託職業訓練受託希望者募集要項  
(知識・技能習得科：OA 関係コース)

1 職業訓練を委託する産業技術専門校

愛媛県立愛媛中央産業技術専門校

〒799-1534 今治市桜井団地4丁目1-1

2 施設・機器等に関する基準

今治市・西条市管内に所在する企業団体等で、次の要件を備えていること

- (1) 1度に訓練生10名の受け入れが可能であること
- (2) 訓練生1人あたり1台のパソコンが設置されていること
- (3) パソコンについては以下の基準を満たしていること
  - ・OSはWindows(訓練期間終了までメーカーサポートが切れないもの)
  - ・ディスプレイは液晶15インチ以上であること
  - ・アプリケーションはWord・Excel(訓練期間終了までメーカーサポートが切れないもの)
- (4) インターネットやメールの訓練が実施できること
- (5) 出入口スロープ(出入口に段差がある場合)、エレベーター(教室、実習場、トイレ等がすべて1階にある場合以外)及び身体障がい者用トイレが整備されており、身体障がい者の受け入れが可能であること
- (6) 訓練生の休憩場所が確保されていること

3 指導員等に関する基準

- (1) 委託訓練に従事する指導員は、担当する訓練内容(カリキュラムに盛り込まれているパソコン、ビジネスコミュニケーション等)に関する指導や、IT機器操作に関するアドバイザー業務等に従事した経験が1年以上ある等、十分に指導を行うことができる能力を有していること
  - ※委託訓練に従事する指導員としては、メイン指導員、サブ指導員、訓練の途中でメイン・サブ指導員の交代を想定している場合の指導員とする(以下の項目についても同様とする)
- (2) 指導員が急病等の場合、代替職員を確保できる等、訓練に支障が生じない体制となっていること
- (3) 車椅子利用等、バリアフリーのITに係る講習のノウハウを十分に有していること

4 訓練対象者

次のいずれにも該当する者を対象者とする

- (1) 障がい者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条第1号に規定する障がい者(身体障がい者、精神障がい者、知的障がい者)であって、公共職業安定所に求職申し込みを行っている者であること

- (2) 当該職業訓練の全課程を修了できる能力を有していること
- (3) 公共職業安定所長の受講推薦又は受講指示を受けた者であること

## 5 提出書類

- (1) 別紙 受託希望申込書
- (2) 申込書付記
- (3) 訓練カリキュラム案

要件 パソコンを用いた OA 関連の訓練であること

訓練時間は1日6時間とする。月あたり100時間を標準とし、  
下限の時間は月あたり80時間とする（訓練時間の算出方法は50  
分を1時間としても差し支えない）提出するカリキュラム案の様  
式は任意とするが、教科の具体的な内容と各教科の時間数がわか  
るように作成すること

## 6 委託費の上限

- (1) 委託費の上限は、訓練生1人あたり月額60,000円（外税）とし、その  
範囲内で本校校長が予定価格を定める
- (2) 就職支援に係る委託費として、対象となる就職者1人あたり20,000円  
（外税）を加算する（対象となる就職者とは、訓練修了後3か月以内に  
雇用保険の被保険者として就職又は内定した者のうち、週の所定労働  
時間が20時間以上で雇い入れられた者及び自営を開始した者とする  
ただし、障害福祉サービスへの就職は除く）

## 7 受講者の募集

公共職業安定所にて定員の範囲で受講者を募集する。  
（ただし、受講者数が定員に満たない場合がある）

## 8 応募期限

令和6年5月24日（金曜日）正午まで  
応募書類の審査により入札指名業者を選定の後、6月上旬に入札（応募者が  
複数の場合）にて委託先を決定

## 9 訓練の開始時期

8月上旬 予定

## 問い合わせ先

愛媛県立愛媛中央産業技術専門校 教務主任 田窪 潤  
（TEL 0898-48-0525 FAX 0898-47-3955）